

火葬炉設備改修工事 特記仕様書

1. 事業名称 火葬炉設備改修工事
2. 事業場所 千葉県佐倉市大蛇町790番地4 さくら斎場
3. 履行期間 契約日から令和3年3月31日まで
4. 工事の目的 消耗及び劣化した火葬炉設備の改修工事を行い、安定した業務運営の体制を図ることを目的とする。
5. 火葬炉設備設置メーカー等
 - (1) 製造 (株)宮本工業所
 - (2) 基数 8基(前室及び再燃焼炉付寝棺台車式大型炉)
 - (3) 形式 前室及び再燃焼炉付寝棺台車式大型炉
 - (4) 燃料 都市ガス
 - (5) 設備 電動棺台車4台／電動キャリア台車3台
電気集塵機4基／残骨灰集塵装置1基
6. 施工基準
 - (1) 共通仕様書
特記仕様書、設計図書等に記載のない事項は、下記のとおりとする。
 - ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)
「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編及び電気設備工事編)最新版」
「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編及び電気設備工事編)最新版」
7. 一般事項
 - ① 工事の詳細については、本設計図面、仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に誠実に施工すること。
 - ② メーカーの施工手順を逸脱しないこと。また、設計図書に記載の品番等は、参考として便宜上使用しているので、選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。
 - ③ 図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び質疑については、監督員と協議すること。
8. 総括的事項
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合『さくら斎場』は、地域の環境保全に努め、利用者への利便性を配慮した快適性、厳粛性、合理性を具備する施設である。よって、その管理にあたっては、常に良好な施設の維持と各種多様なサービスが求められることから、次の各事項を厳守し、工事を実施すること。
 - (1) さくら斎場の業務運営に支障を来すことのないよう実施すること。

- (2) 大きな音が発生する作業については、休場日(友引の日)に行うこと。友引の日が困難な場合は、担当者と協議してから行うこと。
- (3) 塵埃が飛散しないように可能な限り養生を行い、工事完了後は、飛散した塵埃の清掃を行うこと。
- (4) 設置メーカーの施工手順に従うこと。
- (5) 作業員の厳選はもとより、作業中の態度、言動には十分注意すること。
- (6) 館内は禁煙であるため、屋外の所定の場所で喫煙すること。
- (7) 工事車両は所定の場所に駐車すること。
- (8) 事故防止のため、奨励、禁止及び注意事項を考慮した作業(手順)計画書を作成し、励行すること。
- (9) 指定した資材の納品書及び試験(検査)成績表を提出すること。
- (10) 産業廃棄物は、関係法令に従って適切に処理し、産業廃棄物管理表等の関係書類を提出すること。
- (11) 工事の実施にあたって必要な光熱水費は、委託者の負担とする。但し、その使用は必要最小限とし節減に努めること。
- (12) 本工事の仕様書、設計書及び図面等に記載されていない施工上の疑義等については、担当者と協議の上、施工すること。

9. 工事の内容

- (1) 火葬台車ブロック交換(8台)
 - ① 台車ブロック及びステンレス製汚汁防止受け皿を交換すること。
※ ステンレス製汚汁防止用受け皿は再使用しないこと。
 - ② 台車ブロックは大型特殊3分割とし、中央のブロックはMELQUA(メルクア)とする。
※ 上記以外の製品を使用する場合は、同質同等以上とする。
 - ③ 交換作業は屋外で行うこと。電動キャリア台車を用いて火葬台車を移動する際は、担当者が指定した電動キャリア台車を使用すること。また、電動キャリア台車の車輪が痛まないようベニア板を敷くなど必要な措置を講じて行うこと。
 - ④ 施工後は、メーカーが定める乾燥焚きを必要時間行うこと。
 - ⑤ 1炉あたり250体程度の火葬に耐えられること。施工不良等により、使用出来ない状態となった場合は、請負業者の負担により直ちに改修すること。このとき、ステンレス製汚汁防止用受け皿も併せて交換すること。
※ 別紙②「火葬台車ブロック改修図」参照
- (2) 炉内異型レンガ改修(3、7号炉)
 - ① 施工後は、メーカーが定める乾燥焚きを必要時間行うこと。
 - ② 1炉あたり250体程度の火葬に耐えられること。施工不良等により、使用出来ない状態となった場合は、請負業者の負担により直ちに改修すること。

- (3) 炉内異型レンガ部セラミック改修(1～7号炉)
 - ① 主燃火葬炉内の異型レンガ表面に貼り付けてあるセラミックを改修すること。
 - ② 異型レンガ側面に使用するセラミックは、シーエムセラファーXとし、異型レンガ底部に使用するセラミックは、セラミックペーパーとすること。
 - ③ 貼り付けには、モジュールセメントを使用すること。
 - ④ 上記以外の製品を使用する場合は、同質同等以上とする。ただし、壁面へ貼り付けるセラミックの厚さは、片側30mm程度とし、セラミックペーパーは3mm程度とする。
- (4) バーナー廻りガス機器交換(6、8、10号炉)
経年劣化したガス均圧弁、ガス電磁弁、ガス圧力スイッチ、圧力計の交換
- (5) 電気集塵機バックアップ電池交換(1～4系列)
損傷したバックアップ電池の交換
- (6) 電気集塵機出力電圧計更新(1～4系列)
出力電圧計、電流計、総入力計の更新
- (7) エアーコンプレッサー他更新
経年劣化によるエアーコンプレッサー及びエアータンクの更新
- (8) 火葬台車他バッテリー交換
経年劣化による電動火葬台車(2台)及び電動棺台車(3台)のバッテリー交換
- (9) 残灰処理装置濾布交換
焼損による濾布(9本)及びリテーナー(9個)の交換
- (10) 熱電対交換
主燃炉及び再燃炉用熱電対の交換(1～10号炉)
- (11) 主燃バーナーコンバスター交換(6号炉)
焼損によるバーナーコンバスターの交換

10. 工 程 等

- (1) 共通事項
 - ① 工事の日程は、協議により決定する。
 - ② 資材等の搬入時は、担当者の検査を受け、承認を得ること。※記録写真を撮ること。
 - ③ 交換又は改修並びに更新する機器類等については、メーカーが指定するもの又は同等以上とすること。
 - ④ 工事に関する報告・連絡を綿密に行い、工事日報は、毎日提出すること。
 - ⑤ 試運転を行い、機器が正常に作動することを確認すること。
 - ⑥ 改修及び更新を行った設備機器等について、担当者の検査を受けること。
 - ⑦ 設置後、実火葬に立ち会い、設備機器の状況を確認すること。

11. 提 出 書 類

工事結果については、遅滞なく書面をもって委託者へ報告すること。

- (1) 作業(手順)計画書
- (2) 作業従事者の名簿
- (3) 工事日報(作業時間、作業人数、作業内容等)
- (4) 資材の納品書(記録写真)及び試験(検査)成績表
- (5) 工事(記録)写真
- (6) 竣工図、施工図
- (7) 産業廃棄物管理表等の関係書類
- (8) その他発注者の指示によるもの

12. 工事費の支払

請求書受理後、40日以内に支払う。

13. 瑕 疵 等

工事完了後、瑕疵期間中に本工事に関連する設備機器に不具合等が発生し、調整等が必要となった場合は、請負者の責任において、必要に応じて早急に対応し、報告書を提出すること。